

## 認可申請を行った託送料金等

## 1. 接続送電サービス

(単位：円)

契約種別			単位	料金単価			
				新単価 (消費税等相当額含む)	旧単価 (消費税等相当額含む)		
低圧	電灯定額 接続送電 サービス	電灯料金	10W まで	1 灯	35.32	-	
			10W をこえ 20W まで	1 灯	70.64	-	
			20W をこえ 40W まで	1 灯	141.27	-	
			40W をこえ 60W まで	1 灯	211.92	-	
			60W をこえ 100W まで	1 灯	353.19	-	
			100W をこえる 50W までごとに	1 灯	176.60	-	
		小型機器料金	50VA まで	1 機器	105.49	-	
			50VA をこえ 100VA まで	1 機器	210.99	-	
			100VA をこえる 50VA までごとに	1 機器	105.49	-	
	電灯標準 接続送電 サービス	基本料金	実量契約	最初の 6kW まで	1 契約	210.60	-
				6kW をこえる 1kW につき	1 kW	70.20	-
		主開閉器契約	最初の 6kVA まで	1 契約	172.80	-	
			6kVA をこえる 1kVA につき	1 kVA	59.40	-	
		電力量料金			1 kWh	8.70	-
		電灯 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金	実量契約	最初の 6kW まで	1 契約	210.60
	6kW をこえる 1kW につき				1 kW	70.20	-
	主開閉器契約			最初の 6kVA まで	1 契約	172.80	-
				6kVA をこえる 1kVA につき	1 kVA	59.40	-
電力量 料金	昼間		1 kWh	10.01	-		
	夜間		1 kWh	7.31	-		
電灯従量接続送電サービス			1 kWh	12.16	-		

(単位：円)

契約種別				単位	料金単価	
					新単価 (消費税等相当額含む)	旧単価 (消費税等相当額含む)
低圧	動力標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1 kW	453.60	-
			主開閉器契約	1 kW	372.60	-
		電力量料金		1 kWh	6.16	-
	動力 時間帯別 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1 kW	453.60	-
			主開閉器契約	1 kW	372.60	-
		電力量 料金	昼間	1 kWh	7.06	-
			夜間	1 kWh	5.21	-
動力従量接続送電サービス				1 kWh	13.60	-
高圧	高圧標準 接続送電 サービス	基本料金		1 kW	594.00	594.00
		電力量料金		1 kWh	2.34	2.32
	高圧 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金		1 kW	594.00	594.00
		電力量 料金	昼間	1 kWh	2.62	2.61
			夜間	1 kWh	2.03	2.02
	高圧従量接続送電サービス				1 kWh	12.09
ピークシフト割引				1 kW	446.04	446.04
特別高圧	特別高圧 標準接続送電 サービス	基本料金		1 kW	529.20	491.40
		電力量料金		1 kWh	0.95	0.93
	特別高圧 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金		1 kW	529.20	491.40
		電力量 料金	昼間	1 kWh	1.02	0.98
			夜間	1 kWh	0.89	0.85
	特別高圧従量接続送電サービス				1 kWh	9.62
ピークシフト割引				1 kW	397.44	368.28

- (注) 1 基本料金と電力量料金とで構成する二部料金制のうち低圧においては、スマートメーターの導入により、実量をもって最大需要を決定することが可能となることから、電気の使用実態をより適切に契約電力に反映できる実量契約を設定しました。なお、契約主開閉器の容量に基づき契約電力を決定する主開閉器契約の選択も可能となります。
- 2 従量接続送電サービスは、自己等への電気の供給(自己託送)を希望される場合に適用します。
- 3 ピークシフト割引は、需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力について、1年間を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として、夜間時間に移行する負荷設備の容量等にもとづき、あらかじめ契約者と当社との協議が整った場合に適用します。
- 4 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

## 2. 臨時接続送電サービス

(単位：円)

契約種別			単位	料金単価		
				新単価 (消費税等相当額含む)	旧単価 (消費税等相当額含む)	
低圧	電灯臨時 定額接続送電 サービス	50VA まで	1 日	3.13	-	
		50VA をこえ 100VA まで	1 日	6.26	-	
		100VA をこえ 500VA までの場合 100VA までごとに	1 日	6.26	-	
		500VA をこえ 1kVA まで	1 日	62.62	-	
		1kVA をこえ 3kVA までの場合 1kVA までごとに	1 日	62.62	-	
	電灯臨時接続 送電サービス	基本料金	1 kVA	電灯標準接続送電 サービス(主開閉器 契約)の料金率 を10%割り増しし たもの	-	
		電力量料金	1 kWh			
	動力臨時定額 接続送電サービス			1kW1 日	93.37	-
	動力臨時接続 送電サービス	基本料金	1 kW	動力標準接続送電 サービス(主開閉器 契約)の料金率を 20%割り増しした もの	-	
		電力量料金	1 kWh			
高圧	高圧臨時接続 送電サービス	基本料金	1 kW	高圧標準接続送電 サービスの料金率 を20%割り増しし たもの	高圧標準接続送電 サービスの料金率 を20%割り増しし たもの	
		電力量料金	1 kWh			
特別高圧	特別高圧 臨時接続送電 サービス	基本料金	1 kW	特別高圧標準接続 送電サービスの料 金率を20%割り増 ししたもの	特別高圧標準接続 送電サービスの料 金率を20%割り増 ししたもの	
		電力量料金	1 kWh			

- (注) 1 契約使用期間が1年未満の場合に適用します。  
2 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

### 3. 予備送電サービス

(単位：円)

契約種別		単位	料金単価	
			新単価 (消費税等相当額含む)	旧単価 (消費税等相当額含む)
高圧	予備送電サービスA	1 kW	59.40	65.88
	予備送電サービスB	1 kW	85.32	89.64
特別高圧	予備送電サービスA	1 kW	81.00	78.84
	予備送電サービスB	1 kW	135.00	132.84

- (注) 1 契約者が供給地点ごとに予備電線路の利用を希望される場合に適用します。  
 ・予備送電サービスA：常時利用変電所から常時利用と同位の電圧で利用する場合  
 ・予備送電サービスB：常時利用変電所以外の変電所を利用する場合または、常時利用変電所から常時利用と異なった電圧で利用する場合  
 2 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

### 4. 近接性評価割引

(単位：円)

	単位	新単価 (消費税等相当額含む)	旧単価 (消費税等相当額含む)
受電電圧が標準電圧 6,000V 以下の場合	1 kWh	0.55	高圧・特別高圧 ともに 0.03
受電電圧が標準電圧 6,000V をこえ 100,000V 以下の場合	1 kWh	0.46	
受電電圧が標準電圧 100,000V をこえる場合	1 kWh	0.24	

- (注) 1 近接性評価地域に立地する発電場所における発電設備を維持し、および運用する発電契約者から当該発電設備に係る電気を受電し、接続供給を利用する場合に行う割引をいいます。  
 2 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

### 5. インバランス料金

これまでのインバランス料金が、卸電力取引市場の価格に連動した料金単価に変更となります。具体的な料金単価は以下の算定式により、算定されます。

$$\begin{aligned} \text{インバランス料金単価} &= \text{スポット市場価格と1時間前市場価格の30分ごとの加重平均値} \\ &\times (\text{系統全体の需給状況に応じた調整項}) \\ &+ (\text{各地域ごとの需給調整コストの水準差を反映する調整項}) \end{aligned}$$

また、再生可能エネルギーの固定価格買取制度における認定発電設備により当社の送配電設備を利用する場合のインバランス料金は、別に定める特例制度における料金単価を選択することも可能となります。

以上